

令制の國學について

高橋 俊 乘

一

大寶元年(紀元一三六一年)撰定された大寶令によつて、都には大學寮、典藥寮等が出来て、學生、醫生を教授し、國々には國學一つづつ出来て、同じく教育に従ふことゝなつた。

大寶令によれば國を治める官吏を國司といひ、郡を治める官吏を郡司といふ。國司は中央政府より、通例四年の任期(この年数には多少變遷もあつたが)を以て派遣し、郡司はその土地の名望家例へば古への國造の子孫などより採任した。従つて郡司は譜第世襲の官たることを本則とした。此れら郡司の子弟を教育して賢良を養成するのが國學の目的である。

國學は國ごとに一校を設けられる筈であつた。國守(國司の長)の支配に屬し、教官として國博士一人、國醫師一人づつを置いた。博士は經書を教授し、學生を試験し、醫師は醫術を教授し、醫生を試験し、兼ねて國內の病人を診察治癒することを職務とした。

共に國學所在の國內より才術の用ふべき者を國司が銓考して太政官に申請し、式部省がこれを任命することになつてゐる。もし其の國內に適當なる人が無い時は隣國より選ぶ事に大寶令では定めてある。補任中は故なくして妄りに解職されることがない。その進退昇叙は大體郡司に准じてあつた。これは郡司とひとしく地方人を任じた爲である。任期に關する法令は變改多く終身官であつた時代もあり、四年又は六年・八年に限つたこともある。

しかし學問が地方に普及せず、文化が都にのみ榮えた時代に於て、地方人の中から俊秀な教官を得ることは困難であつたから、大寶三年三月早くも次のやうな制が發せられたのである。

依令國博士於部内及傍國取用然溫故知新希有其人若傍國無人採用則申省然後省選擬更請處分(續紀)

かくの如くにして、國學の教官は大寶令の規定に反して部内より採らず、朝廷より派遣することの方が多かつたものであらうが、其の場合の選叙はすべて國司の史生(記書)に准じたものであつて、その頃は任期も四年と限つてあつた。

凡そ國博士は三等の考第を立て、其の功過を考察することゝなつてゐる。官に

居つて怠らず、教導に方あるのを上とする。教授して倦まず、生徒がよく其の業を終へるのが中である。その職を勤めず、教訓に闕けるところがあれば下に置かれる。醫師は主として病人を診断治療する効驗の方から考察し、十の中で七以上治癒すれば上となし、五以上であれば中とし、四以下を下第とする。故に生徒をよく教授しても、病氣が癒えなければ下第に置かれるのである。

尙國郡司にして經書に通ずる者は、博士を助けて教授に與るべきものと定めてあつた。故に國郡司は行政上の成績のみならず、この教育上の成績によつて、官位昇進の道も開かれてあつた。

國學生は郡司の子孫弟姪の中で年齢十三歳以上十六歳以下、聰明善良な者を入學させる。入學事務は國司が執つてゐる。その定員は國の大小により、次のやうに區別されてゐる。

	大國	上國	中國	下國
學生	五〇	四〇	三〇	二〇
醫生	一〇	八	六	四

當時奈良時代は大家族制であつて、一戸内に數十人を養つてゐた。郡は大郡には

郡司八人、上郡で六人、中郡四人、下郡三人、小郡二人を置いてあり、一國內に數郡乃至十數郡を置くのであつたから、ごく小さい國は別として、普通の大きいのある國であれば、一國內の郡司は數十人に達し、時としては百人を超える筈であり、其の家族はそれの數十倍に上る、その中から十三歳乃至十六歳の少年を取るなら、確に數十人は居つたことゝ思はれる。されば國學に於ける右の定員は忽ち超過し、さうなものであるが、教育が強制的に行はれず、交通が不便な時代であつたから、超過せず、却つて不足する時も有つたらしい。令集解には不足の時は庶人の子を取つて數を滿たすやうに説明してゐる。これは恐らく正しいので有らうが、文化が上下並びに中央地方廣く普及せず、貴庶の差の多い時であるから、庶民の入學は恐らく極めて少なかつたであらう。

奈良時代國學の學生就學の状態は全國を通じた史料は無いが、天平八年(一三九年)の薩摩國正稅帳によると、釋奠に參る國司以下學生數は七十二人である(大日本古文學卷二)。すつと後であるが貞觀二年(八五二)式によると、釋奠に參る職掌は三十三人で、その他の參加者は皆學生であつた。天平は貞觀より百年以上も前であるから、職掌の數は何人あつたか、正しい數は不明であるが、諸國釋奠に關する法令は始めて貞觀

二年に備つたので、それより前には他に據るべき材料がないから、假に此の數を用ひて、七十二人から引くと、殘三十九人が天平頃の薩摩國學の生徒數に近い數を示してゐる。然るに薩摩は中國であつて、法定上の定員は學生醫生合して三十六人である。これと前の三十九人とを比較すると、薩摩國學には大體定員ほどの生徒が居たのであらう。又天平六年出雲計會帳には天平五年石見の學生三十人、翌年隱岐の學生二十人とあるから、共に法定の定員を充してゐる(同書一)。此の少例で全國を推測できないが、多くの國學の中にはかく定員を充した學校も少くなかつたであらう。

教科書や教授、訓練の方法などは大學寮、典藥寮に准するのである。また春秋二回に前記の如く釋奠を行ふことも大學寮と同様である。大學、典藥二寮の教育方法は、大寶令や其の註解を見れば、すぐ領解できることであるから、こゝでは凡て省畧しておく。たゞ國學は大學、典藥二寮に比して著しく程度が低かつたことは注目すべきことである。もし國學の學生が成規の業を卒へても尙深く研究したい者があれば、國司は式部省に上申して試問の上で大學寮に入學することを許した。醫生に於ても同様である。

教官の待遇も非常に差があつた。大學の教官の職分、田は延暦十年の官符による

と(三代格卷十五)

博士五町

助教、直講、文章博士、明法博士各四町

音博士、書博士、算博士各三町

典藥寮の教官は同年官符によると

醫博士四町 針博士三町

であつたが、國博士、醫士は令によると六段を與へられるに過ぎぬ。國學教官はこの外に公廨の分配を受けるから(歩合は二分)單に職分田だけで待遇の比較は出來ないけれども、よし公廨を加へても國學教官は大學典藥の教官に比して遙かに低かつたに違ひない。天平四年(二二九)から生徒の多少により一町五段以下五段以上で給するこゝとなつたが、矢張低い。

二

大學寮は大寶令の制定される以前、三十年ほど前から設けられたことは、日本書紀、懷風藻などから實證することが出来るが、國學については大寶令撰定以前に實存し

た文献はない。國學に關する史料はその現存してゐた奈良平安兩時代を通じて乏しいのであるから、大寶令以前の文献が無いからとて、直ちに國學が實存して居なかつたとは斷定出来ないが、恐らく無かつたものであらう。但し民間有志の私塾或は有志家の學習する小設備などは、好學の國郡司、寺院などを中心にして設けられた事が少くなかつたらうと想像するのは無理では無い。

大寶令發布後も國學普及の状態は頗る不分明である。校舎の方は建立に困難では無いが優良なる教師を求めらるのに困難した。發令後十五年目の靈龜二年の格には、

大學典藥生等業未_ル成_ニ立_セ妄_ニ求_ム薦_ヲ舉_テ。如_キ是_ノ之徒自今以去不得_レ補_任國博士及醫師。(續紀)
 更に七年を経て、養老七年(三三八年)には不適當の教官を省く爲であらう。按察使を置く國に限つて博士、醫師を補し、自餘の國博士はすべて停止した。當時の按察使の配置は次のやうである(續紀養老三年の條)

按察使を置く國 その管治する國

伊 勢

伊 賀、志 摩

遠 江

駿 河、伊 豆、甲 斐

常陸	安房、上總、下總
美濃	尾張、參河、信濃
武藏	相模、上野、下野
越前	能登、越中、越後
丹波	丹後、但馬、因幡
出雲	伯耆、石見
幡磨	備前、美作、備中、淡路
伊豫	阿波、讃岐、土佐
備後	安藝、周防

右表中に無い國は大體に於て九州と近畿と陸奥、出羽とである。按察使を置く國だけに博士醫師を置き他の國博士を停止したとすれば、元來はこれら按察使設置の國以外にも國博士があつたわけである。従つて國學も設けられてあつた筈である。博士停止以後これらの國學の運命はどうなつたか、固より推測する限りではないが、國郡司中で經書を解する者が博士を助けて教授することは同條に定むるところで有るから、かゝる博士を置かぬ國學では國郡司が教授を加へて國學を維持した所も

有つたであらう。九州大宰府の學校も國學の一である。右表以外であるが決して亡びなかつた。自餘の醫師を停止することを言はないのは、必ずしも停止しなかつたのか、或は醫師の字が脱文になつてゐるのか、私には分らないのである。

ついで神龜五年(二三八八年)には博士を畧々もとの如く三四國毎に一人を置き、醫師は毎國一人を置いた。醫師は教授のみならず治療にも従事するから、濟世利民のために置いたものであらう。博士は三四國に一人でも國學校舎はもつと多く設けてあつたと思はれることは前記の通りであるが、それは次の天平神護二年(二四二六年)の格によつても明らかである。

五月十一日大政官奏曰シテケルニ准令諸國史生、博士、醫師、國無大小一立定數。但據神龜五年八月九日格、史生之員隨國大小各有等差、其博士者、摠三四國一人、醫師者、每國一人、今經術之道、成業者寡、空設職員、擢取之人、繕寫之才、堪任者衆、人多官少、莫能通用、朝議平章博士摠國一依前格、醫師兼任更建新例云々、其史生者、博士醫師兼任之國、國別格外加置二人、庶令經術之士周遍宣揚功勞之人、普蒙霑潤、奏可。(續紀)

つまり右の格文の意味は天平神護二年以前から、神龜五年の格、又は養老七年の格によつて、博士は三四國に一人であつた。それは學者が少いから、やむを得ないことで

ある。しかし従來博士の無い國にも國學のある所もあり、又世の進運に伴なひ、次第に國學も増置されるから、このまゝ捨てゝ置けない。但し經學を心得てゐる者は多いから、博士の置いてない諸國に經學を心得てゐる史生一人を置くこととする。又醫師は毎國一人を置く筈であるが、缺員があれば強ひて正任を置かないでもよい。兼任させる事とし、その代り史生一人を置いて治療に従事せしめようといふ意味であらう。良教師の乏しかつた事は更に天平寶字元年（七四一）の格にも明文がある。

十一月九日勅曰シテク、キクナラク如聞シテク、キクナラク頃年諸國博士醫師多非ク、ズ其才託請得選非ク、ズ唯損政亦無シ、スルコト益民ニ。自今已後不得更然（續紀）

下つて寶龜十年（一四三）に至り、やつと國ごとに博士醫師を置くやうになつた。それだけ地方開發も進んだに違ひない。

閏五月二十七日、太政官奏曰シテク云々、其博士醫師兼國者ルコト學生勞於齋ハ、ハ、根病人困於救療ニ。望請ム每國各置一人並ニ以六考遷替（續紀）自今以後、立爲恒式ト云々、奏可之（續紀）

しかし、十分の學力ある者が急に増加したのではなく、唯學生病人の不便を除くために増置したのであつた。されば延暦八年（一四四）から、大學諸學生等年三十歳に滿たない者は一切國博士に任用しないと定めて、十分學力を養はせる事を計つた（三代格卷五）

長元年八月の官符に引用)が果して豫期の如き効果をあげたか、どうか疑はしい。

三

前に述べた通り九州太宰府には府學があつたが、他の國々の國學と稍様子を異にしてゐた。府學はまた學業院とも稱したことは江次第鈔に明記してあるが、この書は平安時代末の書であるから、學業院の名稱が府學始建の頃から有つたのか、どうか判然しない。

大宰府は支那朝鮮に對する外交上の要地であり、かつ交通不便な昔に於て九州は京師から離れすぎるから、九州を中央政府の直接支配とせず、大宰府をして治めさせてあつたから、奈良朝ごろ早くも此府、人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、(續紀卷三十)と稱せられた程であつた。その學校は筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後六國の國學生を收容するので、その規模内容共に普通の國學に比して遙かに大きいものであつた。博士一人管内國學生に經書を教授し、醫師は二人同様に醫生を教導し、診候療病に従ふことは國學とかはりは無とが待遇はずつと上であつた。國學の博士醫師は大寶令にその官位を定めてゐないが、大宰博士は從七位下、醫師は正八位上に

定めてある。(國博士、醫師が叙位される時は奈良朝では恐らく大少初位あたりが多く、正從八位に上る事は困難であつたらう。平安朝では國博士、醫師でも外從五位下に上つた例がある。)大學の諸博士よりも多少低いけれども國博士、醫師よりはずつと良い。職田は博士一町六段、醫師が一町四段で、これも各國の教官より遙かに多い。尙大宰府では算師を一人置いて算生を教授させた。その待遇は醫師と同様であつた。

天平勝寶六年(一四一四年)四月吉備朝臣眞備が大宰大貳となつた。各高い漢學者であるから府學並に九州の他の國々日向、大隅、薩摩、壹岐、多嶺(今の種子島で、その頃は一國であつた)の諸國の學校を銳意充實させたらしい。尤も薩摩のやうな其の當時極めて邊鄙な國にも、吉備眞備が赴任前早くから前記の如く國學があつたから、専ら眞備の力のみでは無からうが、とにかく奈良朝末には九州各國に國學がほゞ充實してゐたらしい。即ち寶龜二年(一四三一年、その頃眞備は太宰の任果てて京師に歸任してゐた)十二月太宰府は次の如く上奏してゐる。

日向、大隅、薩摩及壹岐多嶺等、博士、醫師、一任之後、終身不替、所以後生之學、業術不進、
 乞同クシテ朝法、八年遷替、以示シテ千祿、永勸メン後學、許之ヲ續紀

日向等諸國の博士、醫師は平安朝の例では大宰府が任命してゐるが、(文德實錄卷九天安元年十一月の條)

奈良時代に於ても恐らくさうで有らうから、右諸國終身の博士醫師中には眞備在任中に補任せられた者が残つてゐたかも知れない。とにかく寶龜十年天下諸國に毎國博士醫師一人づゝを置かしめる以前早く九州には府學以外毎國にこの官を置いてあつたのは確かに九州の方は他の地方よりも表面だけかも知れないが教學の進んでゐたことを示してゐる。(但し對馬には無かつた事は確實らしい)

府學に關しては天應元年(二四四)に次のやうな官符がある。

太政官符

合二條

一請加_ニ射田_ニ事_一云々。

一請置_ニ學校_一新田_ニ事_一右府學校、六國學生醫生算生有二百餘人。雖免_ル徭役_一無_レ賞_レ勸_レ人_一請

每_ニ國_一置_ニ田_一四町二町以賜_ニ明經秀才者_一二町以賜_ニ醫算優長者_一。

以前得_ニ大宰府_一解_ニ符_一管_ニ內諸國_一乘_ニ田_一多數_一望_ニ請_一置_ニ上_一件_一田_一賞_ニ以_レ勸_レ人_一者_一右大臣宣_ニ奉_一勅_一宜_レ依_レ請_一。

兩筑、兩豐、兩肥の六國は皆上國であつたから、もし每國に學校を分置したとすれば、毎國學校定員四八名づゝであるから、府學の生徒が二百餘人居つたとすれば、ほゞ定員

を満たして居つたものと思はれる。學校料田はその頃は奈良の大學にも定員四三〇人に對し二〇町(一説に三十町とあれど二十町の方が正しいやうである)しか無かつたのである故、九州府學で二八八人の定員に對し二四町あれば豊かな方であつた。

平安時代になつて府學は更に明法博士一人を加へ置いた。その設置は延暦十八年(一四八五年)であつたが、天長二年(一四八五年)に至り、始めて官位を博士と等しく從七位下と定められた(三代格卷五)のである。なほ設置の年代は不明であるが、府學に音博士を置いてあつた事が延喜式卷二十六に見えてゐる。それは大宰府公廩の處分に關したものであるが、分配率が博士、明法、音三者同等である所を見ると、音博士も從七位下の官であつたものと思はれる。

凡、大宰府處分(スル)公廩(ヲ)帥(テ)十分。大貳六分半、云々。主神、主工、博士、明法博士、音博士一分大半。主城、陰陽師、醫師、算師、主船、主厨一分半、云々。

かくの如く府學は地方の學ではあるが、餘程内容の整頓したものであつた。神護景雲三年(一四二九年)、既に眞備が内容の充實を計つた後あまり年月を經過してゐないのにも拘らず、この年九月

大宰府言此府人物殷繁、天下之一都會也。子弟之徒、學者稍衆。而府庫但蓄五經、未有

三史正本。涉獵之人、其道不廣^{ラシテ}、伏乞^フ列代諸史、各給^ヒ一本、傳習^{シテ}管內^ニ、以興^{サン}學業^ヲ。と上奏して、史記、漢書、後漢書、晋書各一部を賜つたことがあるから、當時は書籍の得にくい時代とは言へ、圖書の設備の不完全さが推し測られる。

四

一般の國學が平安時代初期に於て、どう變遷したかと考へるに、だんく擴張され、從來設置されなかつた國々にも置かれ、諸種の規定も整ふやうになつた。延暦十三年^(一四五四年)平安に都が遷され、奈良時代末の政道の腐敗が刷新され、久しく朝廷を惱ました蝦夷も平ぎ、天台眞言二宗が新興し、到る處に革新の元氣が満ちてゐた時、漢文學は榮え、大學も大いに勸學田を増し、貴族子弟の入學をしきりに獎勵されてゐたのであるから、定めし國學も順調な發達を遂げうる状態にあつたに違ひない。又延暦十七年より郡司を譜第より任ずることを止めて、郡を理める才能のある者を選ぶことゝなつた。尤もこれは行政上から見ても、人物をうる點から見ても、當時の状態としては無理であつたから、弘仁二年^(二四七年)から再び舊制にかへつて譜第より任ずることゝなつたが、苟しくも才藝著聞する者を擇ぶためには益、國學を盛んにすべき筈で

あるのに、中央政府の態度は甚だ頼りなかつた。弘仁十二年の格によれば去る延暦十六年四月より五畿内の博士醫師が太政官符を以て廢止され學道久しくすたれ、病人は疾病を救ふことが出來ないで困つたさうである。この廢止は郡司を才能者から選任する法令發布より一年前であるから必ずしも政府の態度に矛盾があるとは言へないであらう。又才能ある者はその國內から採用せず、中央政府から派遣してもよいのであるから、國學の廢止と郡司選任の此の方針とは撞着しないとも言へるのであらうが、それは形式上の問題解決にすぎない。郡司を或場合には中央から派遣することも出來ようが、全國六百近くの郡に數人づゝ居る郡司を全部、中央から送れるものではない。矢はり大部分は地方から選任しなければならず、さうすれば、その供給機關を認められうべき國學を、たとひ一地方の事にせよ、全國の中央たる畿内の國學を廢止するとは何事であらう。廢止後に郡司を才能者より選ぶ事になつたとすれば、早速廢止を取消して復舊すべきではないか。

政府の此の舉に出でなかつたのは、恐らく國學が政治上の才能者を供給する機關でなく、郡司を養成する機關として認められず、又事實上此の意味の爲に多く役立つて居なかつた爲ではあるまいか。國學は唯經書や醫方を教へるだけであつて、それ

だけの修養では、政治の才を豊富にする者もあり、又豊かにせぬ者もある筈であるから、間接には官吏としての修養には役立つても、直接には役立たぬ者であらう。國學は大學と等しく、その教育によつて特に官吏たるに必要な修養を全部與へるものでもなく、又その卒業によつて官吏たりうる資格を附與されるものでもない。唯地方國々の名望家を有識者又は醫師たらしめうるに過ぎなかつた。かう解すれば矛盾らしく見える事も矛盾でなく解釋しうるやうに思はれるのである。

五畿内の國學廢止は郡司養成には無關係であるとしても、一般世の中の文化進歩の爲には極めて不都合であるから、廢止後二十三年目、弘仁十二年(二四八)に至り、大和國守の申請により、再び博士醫師各一人を五畿内ひとしく復活することゝなつた。

弘仁以後約百年間即ち延喜の頃までが恐らく國史上、國學の最も盛大な頃であつたであらう。大學が隆盛となり、弘文院、勸學院、綜藝種智院等の建設せられた時と、その時代をひとしくしてゐる。從來設けられてなかつた國々にも國學が建てられ、一時恐らく全國に設置されたらしい。かく推測するに足る文献の主なるものを次に列挙してみる。

延曆末年(一四六) 相模博士朝野鹿取(續後紀卷十三)

延曆十五年(一四八六年) 陸奥國博士、醫師云々。(後紀五)

弘仁六年(一四七五年) 讚岐永直、補明法得業生兼但馬權博士。(三代實錄六)

弘仁初年(一四七三年頃) 相模權博士桑原腹赤(凌雲集)

弘仁十二年(一四八一年) 延曆十六年五畿内の博士、醫師を停めたるを、此の年再び置く。

(三代格五)

弘仁十三年(一四八二年) 對馬に博士をおく。その官符の中、接陸之國皆備、彼位、絕域之島

猶闕此官、無師、質疑、不隣、往問云々とある。(逸史三十)

弘仁十四年(一四八三年) 割越前之二郡爲加賀國事云々。博士一人、醫師一人云々。(三代格五)

弘仁末年(一四八四年頃) 伴宗爲大宰明法博士。(文德實錄七)

天長七年(一四九一年) 補五畿内並志摩、伊豆、飛彈、佐渡、隱岐、淡路等國博士、醫師。(三代格五)

承和初年(一四九五年頃) 山田春城、遙授丹波權博士。(文德實錄十)

承和七年(一五〇〇年) 七月、令五畿内七道諸國、諒闇之間、停釋奠祭。(續後紀九)

承和十二年(一五〇五年) 補筑後、肥前、肥後、豊前、豊後五箇國醫師。(同書十五)

嘉祥二年(一五〇九年) 越中博士紀朝永(續後紀十九)

貞觀二年(一五二〇年) 十二月、新修釋奠式、頒下七道諸國。先是、播磨國言、博士正八位上和

邇部臣宅繼申請云々。(三代實錄四)

貞觀四年(一五二) 阿波博士刈田今雄。備中權博士賀陽眞宗。(同書六)

貞觀六年(一五二) 播磨權醫師和邇部宅貞。尾張醫師甚目冬雄。(同書九)

貞觀十二年(一五三) 諸國非受業博士醫師。以四年爲_二秩限_一。但出羽及太宰管内諸國。五年

爲_二限_一。(同書十八)

元慶二年(一五三) 紀伊國學校雷火。(同書三十四)

元慶三年(一五三) 河内醫師高安□吉。(同書三十六)

元慶六年(一五四) 播磨博士大春日氏主。加外從五下。(同書四十二)

仁和二年(一五四) 詩。州廟釋菜有感。(菅家文章三)

弘仁十二年格の接陸之國、皆置彼位といふのは大宰府管内九州諸國を言ふのであるが、天長七年志摩、飛驒、佐渡、隱岐の如き僻地にも教官を置き、後數回、五畿七道諸國の釋奠や教官について、右表中にも、又こゝに掲げた以外にも、命令が出てゐるのであるから、先づ全國普く國ごとに國學を設け、博士醫師を置いてあつたものと見て、差支なからう。さうして此等命令は大抵延喜式に採録されてゐるから、この書の撰上された延長五年(一五八)頃までは平安初期の盛況をどうにか續けたものと見られる。

五

平安時代に入つて此くの如く國學が廣く設けられ、教官が恐らく到る所の國學に置かれるやうになつたけれども、教官の學力は尙依然として低く、奈良時代に比してあまり進んでゐなかつた。

第二節の終に延暦八年(一四四九年)に大學諸生は年三十を越えないと國學博士に任じないことに定められた事は既に記したが、これは非常に實施に困難であつた。

大學には明經、文章、明法、算の諸道あり、これらの成業者はひとしく皆國博士に任用されたのであるが、延喜式二十今日の學校と違つて卒業がなかく難しいので、多くは成業しないで退學する。少い卒業者は中央政府に用ひられたとひ地方官となつても、國學の教官よりもつと良い位置に進みうる。それ故折角大宰博士に任命しても山口伊美吉西成の如く、任に就かない者が出來る(三代實錄八)。だから及第せずして退學した中で、比較的よい者を國博士に任ずる格が出た。諸道皆さうであるが、先づ始に明法道では弘仁四年(一四七三年)に

應明法生試通六七條任國博士事云々。明法出身與他業異通八己上乃預叙例七條

以下皆爲不第學者於是倦卒習其業自今以後宜通件條任國博士以勸生徒三代格

五

又天長元年(四年)から延暦八年の年三十未滿では國博士に任じないと定めた格を廢し、年紀を限らず任用することとした。

應任國博士不限年紀事云々。去延暦八年正月二十八日符傳云々。諸學生年不滿三十不得任用國博士者云々。今學生等志仰儒風勤求聖風借餘照於隣壁競分陰於流年。功成業畢不免貧寒。而朝制有限。往年不任昔賈誼十八世稱孝子漢文召以除博士云々。唯論人オ、何拘年齒。望請准據前典依件任用。仍請處分者。右大臣宣奉。 敕、依請。

(同書五)

かつ天長七年には大學典藥生等年二十一以上で卒業できないものは、白讀を試問して、五畿、志摩、伊豆、飛彈、佐渡、隱岐、淡路等の國博士醫師に補して、垂帷の操を勵し、穿壁の勞を慰めることとした同書五。白讀は後世の素讀の意であらう。もとより白文で讀むことゝは思はれるが、義理を窮める事を要しないとすれば樂なものである。

其の道々の大學典藥博士並に大學典藥を及第したものを國學に任じた時は受業博士、受業醫師といひ、不合格の者を任じた場合は非受業或は非業といふ(仁和元年格、

三代實錄五十。非業博士の學道に益少きは言ふまでもないが、身は京都にあつて殆ど實務を執らないで名義だけ國博士となるのがある。山田春城は身貧にして大學で勉強してゐた時、嵯峨上皇は皇子源朝臣明の學友となし、皇子の御勉強を助けしめ、且つ丹波權博士を遙授し、その職俸を學資となさしめられたことがある(本稿第四節參照)。春城はまだ大學生で卒業してゐないから權博士であり、身は京都にあり、皇子と同房で勉強してゐた故、時々は丹波へ下るかも知れないが、國學の教務は先づ執つてゐないのである。遙授は公廨及び事力を給せず、唯職分田のみを給せられ、非業は職田なく、公廨のみを分與される(三代實錄九)。受業はそれら三者ひとしく給せられることは勿論である。任期は非業遙任は四年、但し出羽、九州は五年、受業は六年である(同十八及四十七)。

一寸今日から異様に感せられる事は、受業博士に任國の後、給與される公廨をもと教を受けた大學の舊師に送らしめて、尊師の道永く行はれ、教資の業を長く繼がせることを計つた。之は天平寶字元年(七四一)の格に始つたが(續紀二十)、その格では初任の年、一年分の公廨を輸物にかへて京師に送らせた。しかし九一年分の公廨を本受業師に送らしめることは、實際として無理であつて、折角任についた國學の教官に最

初一年間は手當の平均半分程を割いて恩師に送らせるのであるから、十分實行されなかつた。それで貞觀十二年以後は公廩の十分の一を毎年送らせることゝ改めたのである(三代實錄十八及延喜式二十)。

註 當時は田一段から平均稻五十束とされる規定で、當時の一束から白米五升、今の量に改めて約三升とされる定であつた。天平四年の格により、國博士の職田を平均一町とすると、五百束。今日の約十五石に當る。勿論、これから租税は差引かれる筈である。公廩は國によつて多少の差多く、貞觀十二年の右に間接に引用した格文によると、或國は百束に足らず、或國は千束に餘つた所もあつたらしい。家族の人数だけ六歳以上の天下すべての男女ごみに與へられる口分田は敎官の家族にも以上の職田公廩の外に尙與へられるに違ひない。

非業博士は敎授の益の少い事は争はれぬ事であるから、前記の如く任期を短く限つて早く遷替させようと計つたほどであるが、なか／＼廢することは出来なかつた。平安初期も末になつて元慶七年(一五四三年)命じて斷然、非業博士を廢し、その年以後國博士、醫師に任じないことに定めた。ところが此の英斷も實行が困難であつた。それは主として受業博士、醫師の數の不足と、個人について受業、非業の區別の附けにくい事等の爲であつた。

後者については仁和元年(一五四年)式部省の解がある。今日どちがつて大學で卒業證書を出すのでは無からうし、又交通の不便な時に遠方の國々の國司から大學へ問

合はすのも容易でないから、非業の者が受業者で通つたり、受業人が非業と誤られる事も起る。それで仁和元年から式部省の上申によつて、任命の辭令書には受業者には姓名の下に各々其の專攻の學を註して受業を明にし、非業者は專攻の學が無いのであるから、その欄を空白にする事と定められた。

それでも受業者の不足は容易に緩和されなかつた故、寛平七年(一五五五年)元慶の格を幾分骨抜にして、鴻儒名醫の子と孫は非業でも博士醫師に任じ、かつ大學典藥の學舎に寄宿して苦學し、國博士醫師に任じて、差支ないと見込の附けられる者は卒業しなくても補任する事となつた。更に延喜式卷十八には醫師は典藥寮の試問を及第しなくても皆受業となすと定めてある。この命令の下つた年月は不明であるが、恐らく寛平前後の事であらうと思はれる。

六

學生衣食の費は寶龜十年格に勞於齋痕とあるので、知れる如く、始の中は自辨であつた。唯釋奠等の日に酒食を賜與されたものであつた。入學の時に束脩を要することは大學に等しい。しかしその後食糧を官より給與することゝなり、それだけ

の米を産する田を學校に附屬するやうになつた。この料田は始は少かつたので、優等生のみに興へたことは第三節に引いた天應元年格の述べてゐる例でもわかる。しかし年代の下ると共に料田を増して行つて、後には全生徒に給したらしい。その沿革は大學の勸學田と同様の道筋を辿つてゐた。

貞觀十八年に薩摩國學田を増加した官符がある。その要點を記して見ると、もと料田が十町あつた。學生が四十人居るが、これだけの田ではとても足りないから學生は飢苦を患ひ、勉學も怠りがちになる。よつて日向、大隅等の例に倣ひ、十分に料米を給するため、更に廿一町三段を増し、以て十分に學問を獎勵したいといふのである。卅一町三段で、獲稻九千三百九十束ある。これから營新地子を差引いて、殘四千七百五十二束を白米にすると二百十六石(昔の量)となり、一人一日二升づゝを興へて殆ど過不足ないのであつた。

延喜式二十六に示してある諸國の本稻の中に、學生料を掲げてゐる國は僅に次の四國しかないが、これらの國學の規模が大體察せられる。

上野學生料 一萬束

陸奥學生料 四千束

出羽國學生食料 二千束

播磨學生料 一萬五千束

授業料月謝の類は何等記録がないが、徴收しなかつたに違ひない。

校舎についても殆ど記録が傳へられないのであるが、年々の春秋ごとに釋奠をなすために先聖孔子先師顔回二座を祀つた聖堂があることは疑へない。さうしてこれに並んで講義室又は堂及び生徒の寄宿する曹司があつたに違ひない。學校は國司の管理に屬し、かつ國司中の若干人が教授を輔くべき筈であるから、必ず國府の附近に設けられた事と思はれる。今日國學遺趾と推定されうる場所は主なものはいふ所がない。一は尾張國學趾であつて中島郡國府宮村大字松下にあり、二は大宰府學業院趾であつて、筑前筑紫郡水城村大字觀世音寺にあり、いづれも大宰府又は國府の趾から一二町の距離にある。三代實錄に見える次の記事も右の推定を助ける。

元慶二年九月廿八日庚申、紀伊國司言、今月廿六日亥時、風雨晦暝、雷電激發、震於國府、聽(聽の誤か)事、及學校並倉屋被(被ル)破、官舍二十一字、緣邊百姓三十三家云々。

七

平安奠都後百年を経て宇多天皇寛平六年(一五五四年)遣唐使を派遣しようとした時、唐の國亂を聞いて派遣を中止した。しかし實はそれ以前百年間に僅か二回派遣されたりで、飛鳥奈良時代の頻繁なるに比して非常に少い。それは荒海を越し、難船を覺悟して唐に赴くほどの勇氣が次第に消失した爲でもあるが、一つは唐の文化心酔から少しづつ醒め、日本的自覺がだん／＼高まりつゝあつたからである。平安時代の始漢文學が榮え、漢詩を作ることが多かつたのに比べて次第に和歌が復興し、國文の著作も起つて來た。從來は故事先例を専ら支那に求め、我が國の古傳に求める事は極めて稀であつたが、徐々に我が國の典故を探るやうになつた。寛平前後はほぼ支那文化心酔の時代から日本文化獨化又は日支文化融合の時代の轉換期であつた。

また平安時代は桓武天皇以後六七十年間は帝權かたく紀綱振ひ、政道の革新された時であつたが、それ以後藤原氏が外戚として攝政關白となり、政權を専らにして、より後は、朝政は藤原氏の私事の如くなつて大いに紊亂した。加ふるに地方政治は全く頽敗して、大化の改新によつて定められた班田收授の法もすたれ、國司は公事を省みずして只管私利を營み、百姓は柔順を缺いて好惡となり、到る所に盜賊が横行するやうになつたから、藤原氏は榮華をつくしてゐても、國勢は日に衰へた。この方面で

も寛平頃は一の轉回點であつた。

かゝる有様では大學國學はどうしても衰微せざるをえない。しかし寛平頃はまだ舊態を維持してゐた。大學の定員は四百三十人であるが、寛平八年には三百人ばかり居つたらしく(日本記略前篇二十)弘仁、天長、承和の盛時より幾分衰へたとしても、まだ衰頹しなかつた。國學も恐らくさうであつたらう。

次の御代醍醐天皇の延喜延長頃もまた、この情勢をほゞ持續してゐたものと見え、この御代に編纂された延喜式には國學に關する前からの法令を併せ掲げて官民の據るべき道を知らしめてゐる。又政事要路第五十四には延喜十六年(一五七六年)に伊勢の先聖先師畫像を修理せしめた記事があり、つゞいて承平三年(一五九三年)に丹波、承平七年に石見の禮器類の不足を整へ、破損を修理せしめた記事が見えて、國學の事も全く捨てゝなかつたらしい。

かつと下つて一條天皇の永延二年(一六四八年)に去年十二月、從七位上多治真人廣光を但馬博士に任じた官符が出てゐる。この頃朝廷には學才多く、女子には紫式部や清少納言などが輩出し、男子には藤原公任、同行成、源俊賢、大江匡衡などが名を輝かした時であるから、また學業を地方に弘めようとする企も有つたのであらう。同じ御代

長保三年（二六六）大江匡衡が尾張權守に再任した時、學校を復興した事が彼の詩集、江吏部集卷中に見える。

冬日於州廟賦詩、付小序

夫詩者群德之祖、萬福之宗也。動天地、感鬼神、莫先於詩焉。是以率一兩門生於學校院、邊聊命筆、硯於戲、侍讀未必遠吏、我再任蘆葦卑濕之地、分憂未必翰林、我初履風月、宴遊之筵、昔西曹始祖菅京兆、行縣邑、以注（一作）風土記、今東曹末儒江侍郎思鄉貢、以興學校院云々。

これが私の見た最後の史料である。大宰府の學業院は規模の大きかつた爲、比較的長く残つた爲か、その遺趾が後世まで世に知られてゐた。大江匡衡の再興した學校が多數の國學中で珍しくもその遺趾が後の世までも知られたのは、彼の再興により、比較的永存した爲ではなからうか。さはれ平安時代末期に及んでは地方政治は全く荒廢し、國衙さへ大部分は亡んでしまつて、鎌倉時代へ續いたのは無かつたらしく、ましてや國學はそれと共に、或はそれより早く廢亡してしまつたものであらう。鎌倉時代のごく初に書かれた官職秘鈔は、當時の官職を歴史的にやゝ詳説したものであるが、その中に國博士、醫師の説明がない。更に後の北畠親房の職原抄に博

士醫師の説明がないのも當然であらう。

下野の足利學校は昔の國學の遺制であるといふ説が林羅山の慶安元年の日光紀行以後舊來一部の學者に信せられてゐたが、これは餘程根據が薄弱で、信用するに足らない説であることは八代博士、藤岡繼平氏その他諸學者の考證が公にされてゐるから、すべてそれらに譲つてこゝに贅言しないでおく。(大正十三年四月)